

第32回放射線安全規制検討会 資料第32-2号「放射化物の安全規制について」の変更点

平成22年11月1日

放射線規制室

頁	コメント	対応案
3	<p>放射化物の加工については、すべて一過性のものではないはず。繰り返して行う場合の考え方が不明確。</p> <p>(原文)</p> <p>放射化物の加工については、実験装置の改造等、一過性の行為であり、その際に想定される措置も、グリーンハウスや局所排気設備等の一時的なものである。施設基準については義務付けず、行為基準で必要な措置を設けることが適切であると考え。</p>	<p>拝承し、原文を以下のように修文。</p> <p>(修文)</p> <p>放射化物の加工については、実験装置の改造等、<u>その殆どが一過性の行為であり、その際に想定される措置も、グリーンハウスや局所排気設備の設置等の一時的なものである。恒久的な作業ではなく一時的な作業であれば、施設基準については義務付けず、放射線防護のために必要な措置を行為基準で設けることが適切であると考え。</u></p> <p><u>しかしながら、繰り返して作業を実施する場合には、密封されていない放射性同位元素と同様な施設基準及び行為基準のもとで実施することが適切であると考え。</u></p>
3	事務局修正	<p>原文を以下のように修文（一部削除）。</p> <p>(原文)</p> <p>2)行為基準について</p> <p>放射化物の加工時の放射線防護については、恒常的な施設の設置は課さないが、以下に示すとおり、密封されていない放射性同位元素の使用に準じた行為基準を設けることが適切であると考え。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚染の広がりを防止するための措置を講じること ・しゃへい、局所排気設備の設置等による被ばく低減措置を講じること

頁	コメント	対応案
		<ul style="list-style-type: none"> ・作業衣、保護具等を着用すること ・退出の際は、汚染を検査し、汚染を除去すること ・作業中の飲食・喫煙を禁止すること ・作業終了後、放射線の量及び汚染の状況の測定を行うこと <p>(修文)</p> <p>2)行為基準について</p> <p><u>一時的な放射化物の加工については、放射線防護のために恒常的な施設の設置は課さないが、以下に示すとおり、密封されていない放射性同位元素の使用に準じた行為基準を設けることが適切である</u>と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚染の広がりを防止するための措置を講じること ・しゃへい、局所排気設備の設置等の<u>放射線障害の防止の措置</u>を講じること ・作業衣、保護具等を着用すること ・退出の際は、汚染を検査し、汚染を除去すること ・作業中の飲食・喫煙を禁止すること ・作業終了後、<u>汚染を除去すること</u>
6	<p>原文を以下のように修文</p> <p>(原文)</p> <p>放射化物は、その大部分がコンクリートや金属製であり、放射性物質も内部に留まっている。この結果、性状的には、放射性同位元素によって汚染された物と同等以上の耐火性や耐飛散性を有しているものが多い。</p> <p>(修文)</p>	<p>拝承</p>

頁	コメント	対応案
	放射化物は、その大部分がコンクリートや金属製であり、放射性物質も内部に留まっている。この結果、性状的には、放射性同位元素によって汚染された物よりも優れた耐火性や耐飛散性を有しているものが多い。	
7	<p>気体の放射化の状況が、そもそも管理区域の設定基準にも満たないものであるならば、排気設備は不要ではないか。また、排水設備については、現行の法令の設置基準である「液体状の放射性同位元素等を浄化し、又は排水する場合には」とすれば良いのではないか。</p> <p>(原文)</p> <p>したがって、あらかじめ放射線発生装置の種類、エネルギー等、運転条件を設定し、気体・液体の放射化の状況を事業者が評価したうえで、立入場所や排気・排水箇所での濃度が空气中濃度限度、排気中濃度限度又は排水中濃度限度を上回る場合には設備対応を求めることが適切であると考え。</p>	<p>拝承し、原文を以下のように修文。</p> <p>(修文)</p> <p>したがって、あらかじめ放射線発生装置の種類、エネルギー等、運転条件を設定し、気体・液体の放射化の状況を事業者が評価したうえで、<u>排気設備については、3ヶ月間の平均濃度が空气中の放射性物質の濃度限度の1/10を超えるおそれがある場合には設備を設けることとし、また、排水設備については、液体状の放射化物を浄化し、又は排水する場合には設備を設けることとする</u>ことが適切であると考え。</p>